

<別紙1>

介護老人保健施設まえばる老健センター重要事項説明
(令和6年 6月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 まえばる老健センター
- ・開設年月日 平成 7年 10月 20日
- ・所在地 福岡県糸島市志登567
- ・電話番号 092-323-2211 ・ファックス番号 092-323-5757
- ・管理者名 佐々木 まゆみ
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4052080084 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設まえばる老健センターの運営方針]

「介護老人保健施設は、利用者の自立した生活を営むことを支援し、家庭復帰を目指します。また、施設は明るい家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを大切にします。」

(3) 施設の職員体制

(令和6年6月1日現在)

		夜 間	業務内容
・施設長	1人	0	
・医師	1人以上	0	週1回、回診を行い、それ以外でも必要時は診察を行います。
・看護職員・介護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3人以上		健康チェック 利用者の状態に応じた生活全般の介助。レクリエーション 身体機能訓練
・管理栄養士	1人以上		利用者の栄養管理 栄養マネジメントの作成 献立作成
・事務員	2人以上		経理全般
・調理員	8人以上		調理全般

(4) 入所定員等 ・定員 100名
・療養室 個室 19室、2人室 9室、3人室 5室、4人室 12室

(5) 通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時10分～
昼食 12時20分～
夕食 17時30分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月4回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 渡辺整形外科病院
 - ・住所 福岡県糸島市前原1811
- ・協力医療機関
 - ・名称 糸島医師会病院
 - ・住所 福岡県糸島市浦志532-1
- ・協力医療機関
 - ・名称 川添記念病院
 - ・住所 福岡市西区今津4760
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 小島歯科医院

・住所 福岡県糸島市浦志 1 - 1 - 5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難階段、自動火災報知器
- ・防災訓練 年2回

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、可能な限り速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情相談窓口 : 支援相談員 (上林山さゆり・竹永英子) (電話: 092 - 323 - 2211)

苦情解決責任者: 施設長 (佐々木 まゆみ)

《公的機関の苦情相談窓口》

福岡県国保連合会	:	【電話: 092 - 642 - 7859】
糸島市役所介護保険課	:	【電話: 092 - 323 - 1111】
福岡市西区福祉・介護保険課	:	【電話: 092 - 895 - 7063】
_____ (住所のある保険者)	:	【電話: - - _____】

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

施設内は共同生活の場です。他の利用者の迷惑にならないよう
また、より快適に生活していただくために以下の点にご注意ください。

《持ち物について》

- ① 各居室には、備え付けのタンスをご用意しております。衣類ケースや家具類の持ち込みは歩行の妨げにもなりますので、ご遠慮ください。
- ② お持ちみになられた持ち物・衣類は、転倒防止および衛生上の面から**整理整頓**を面会の際に行ってください。季節に応じた**衣替え**を行い、不要な衣類・荷物はお持ち帰りください。また、週に2回入浴を行いますので、汚れ物がたまらないよう洗濯を行い、**着替え**(衣類・タオル等)を不足しないようお持ちください。

- ③ お持込になられる全ての物に、消えないように油性マジックおよび縫い付け等にて**名前の記入**を行ってください。無記名の物の紛失に関しては、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ④ 通常履かれる靴以外に**洗い替えの靴**を1足ご用意ください。
- ⑤ 男性の入所者は、安全と衛生のために**電気ヒゲソリ**をご用意ください。
- ⑥ 当施設は、病院とは異なります。日中は洋服に着替えていただいておりますので、**寝間着以外の衣類**を不足しないようご用意ください。
- ⑦ 入院などによる急な退所の場合でも、当日もしくは翌日までに**全荷物の引き取り**をお願いいたします。退所後、1ヶ月を過ぎても引き取りがない荷物は**処分**いたしますのであらかじめご了承ください。
- ⑧ **大金や貴重品の所持**は、紛失・盗難防止のために禁止いたします。紛失・盗難に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。

《 生活について 》

- ① 施設内は**全館禁煙**となっております。喫煙はいかなる場合においても禁止いたします。また、火災防止のためにライター等の所持は禁止しておりますので、ご協力よろしく願いいたします。
- ② **飲酒**は禁止しております。養命酒など薬酒は看護スタッフにご相談ください。
- ③ 施設建物内への**動物**の持込み、および飼育は堅く禁止いたします。
- ④ 施設内においての**宗教活動・政治活動**および**販売**等は堅く禁止いたします。
- ⑤ 利用者間での**物の貸借**は原則として禁止いたします。また、**金銭の貸借**は堅く禁止いたします。
- ⑥ 他の利用者のご家族および面会者への**依頼**等も禁止いたします。
- ⑦ むやみに他の利用者の居室には立ち入らないでください。
- ⑧ 当施設は、集団生活の場となっております。他の利用者の迷惑にならないよう心がけてください。また、いろいろな病状の利用者の方が利用されていらっしゃいます。施設より部屋移動等の依頼があった場合は、ご協力ください。

《 ご家族および面会者へ 》

- ① 当施設（事務所）の**営業時間**は、**午前9時より午後6時まで**となっております。時間外のお問い合わせおよびお支払には、対応いたしかねますのでご了承ください。
- ② **外出・外泊**および**面会時間**は、**午前9時より午後7時までの**時間内にて行ってください。なお、外出・外泊は届け出である時間を厳守してください。
- ③ 急な外出・外泊に関しては、利用者の健康上の問題もありますので受付できない場合もありますのでご了承ください。（事前に看護スタッフにお問い合わせください。）
- ④ 施設内は一定に温度を保っております。生ものや腐れやすい物の**差し入れ**は食品衛生上禁止いたします。また、同室者および他の利用者への差し入れは療養上食べられない方もいらっしゃるのご遠慮ください。
- ⑤ 当施設は、家庭復帰を目的としたリハビリを行う施設です。**試験外出・外泊**に関し担当スタッフより依頼および相談があった場合は、ご協力ください。なお、いかなる外出・外泊の場合において、当施設の紹介状なしには**受診**できないように法令上決まっております。現在、服用中のお薬などの飲み合わせの問題等が生じますので受診を希望される場合は、看護スタッフにご相談ください。
- ⑥ 緊急な場合や専門の治療が必要な場合は、専門の病院へ受診いたします。その際は、ご家族の同伴および同席が必要な場合がありますのでご協力ください。また、定期的な受診が長期となる場合、および利用者の身体状況・精神状況に応じてご家族の方で受診していただく場合がありますので、施設より依頼があった場合はご協力ください。

- ⑦ **利用料のお支払**は、請求書が届いてから1ヶ月以内にお支払ください。2ヶ月以上の遅延が発生した場合は、入所契約書に基づき退所していただく場合があります。また、次回のご利用をお断りさせていただく場合もありますのでご注意ください。
- ⑧ **利用料**は、窓口の営業時間内に現金にてお支払いただくか、指定の口座にお振込みください。
現金の場合 … 午前9時～午後6時(日曜日・祝祭日受付可)
- ⑨ 面会にお越しの際は、事務所カウンターに置いてある**面会票**に必ず記帳してください。
- ⑩ 面会にお越しの際は、玄関前への駐車は送迎車や利用者の歩行の妨げになりますのでご遠慮ください。(但し、利用者の外出・外泊の場合は除く。)

※ 電話のお取次ぎは緊急やむを得ない場合以外は、事務所の営業時間内をお願いいたします。

<別紙2>

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて
(令和6年 6月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

【通所リハビリテーション】※要介護1～5の方

〈基本単位数〉 (1日につき)		1割負担	2割負担	3割負担
通常規模型 通所リハビリテーション費 (6時間以上7時間未満の場合)	要介護1	739円	1,477円	2,216円
	要介護2	878円	1,756円	2,634円
	要介護3	1,014円	2,027円	3,040円
	要介護4	1,175円	2,349円	3,524円
	要介護5	1,333円	2,665円	3,998円

〈その他の加算単位数〉		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算(Ⅰ)		42円	83円	124円
入浴介助加算(Ⅱ)		62円	124円	186円
リハビリテーションマネジメント加算イ(1月につき)	開始日から6月以内	579円	1,157円	1,736円
	〃 6月超	248円	496円	744円
リハビリテーションマネジメント加算ロ(1月につき)	開始日から6月以内	613円	1,225円	1,838円
	〃 6月超	282円	564円	846円
リハビリテーションマネジメント加算ハ(1月につき)	開始日から6月以内	820円	1,639円	2,458円
	〃 6月超	489円	978円	1,466円

リハビリテーションマネジメント加算(事業所の医師が説明)		279円	558円	837円
短期集中個別リハビリテーション 実施加算		114円	228円	341円
認知症短期集中リハビリテーション加算	I	248円	496円	744円
認知症短期集中リハビリテーション加算(1月につき)	II	1,984円	3,947円	5,950円
生活行為向上リハビリテーション実施加算(1月につき)開始日から6月以内		1,292円	2,583円	3,874円
若年性認知症利用者受入加算		62円	124円	186円
栄養アセスメント加算		52円	104円	155円
栄養改善加算		155円	310円	465円
口腔・栄養スクリーニング(Ⅰ)		21円	42円	62円
口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)		6円	11円	16円
口腔機能向上訓練加算(Ⅰ)		155円	310円	465円
口腔機能向上訓練加算(Ⅱ)イ		161円	321円	481円
口腔機能向上訓練加算(Ⅱ)ロ		166円	331円	496円
重度療養管理加算		104円	207円	310円
中重度ケア体制		21円	42円	62円
科学的介護推進体制加算		42円	83円	124円
送迎未実施		▲49円	▲97円	▲146円
退院時共同指導加算		620円	1,240円	1,860円
移行支援加算		13円	25円	37円
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	23円	46円	69円
	(Ⅱ)	19円	37円	56円
	(Ⅲ)	7円	13円	19円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数 × 86 / 1000		

※端数処理により金額が若干異なる場合があります。

※「介護保険負担割合証」の記載により、「1割負担」「2割負担」「3割負担」となります。

〈その他の実費〉

食材費	580円/食
日用品費	100円/日
教養娯楽費	実費
理美容代	実費

【介護予防通所リハビリテーション】※要支援1, 2の方

〈基本単位数〉 (1ヵ月あたり)		1割負担	2割負担	3割負担
介護予防 通所リハビリテーション費	要支援 1	2,343円	4,686円	7,029円
	要支援 2	4,368円	8,735円	13,103円
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要支援 1	▲21円	▲42円	▲62円
	要支援 2	▲42円	▲83円	▲124円

〈その他の加算単位数〉		1割負担	2割負担	3割負担
生活行為向上リハビリテーション実施加算(1月につき) 開始日から6月以内		581円	1,161円	1,742円
若年性認知症利用者受入加算		248円	496円	744円
栄養アセスメント加算		52円	104円	155円
栄養改善加算		207円	414円	620円
口腔・栄養スクリーニング(Ⅰ)		21円	42円	62円
口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)		6円	11円	16円
口腔機能向上訓練加算(Ⅰ)		155円	310円	465円
口腔機能向上訓練加算(Ⅱ)		166円	331円	496円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	91円	182円	273円
	要支援2	182円	364円	546円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	75円	149円	223円
	要支援2	149円	298円	447円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	25円	50円	75円
	要支援2	50円	99円	149円
事業所評価加算		124円	248円	372円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数 × 86 / 1000		

※端数処理により金額が若干異なる場合があります。

※「介護保険負担割合証」の記載により、「1割負担」「2割負担」「3割負担」となります

〈その他の実費〉

食材費	580円/食
-----	--------

日用品費	100 円/日
教養娯楽費	実費
理美容代	実費

(3) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。利用申込み時にお選びください。

○ 現金の場合 …… まえばる老健センター窓口
午前9時～午後6時（日曜日・祝祭日可）

○ お振込みの場合 …… 福岡銀行 糸島支店
（普通）1697390
（名義）医療法人 恵真会
介護老人保健施設 まえばる老健センター
理事長 渡辺 雄

<別紙3>

個人情報の利用目的

(平成18年4月1現在)

介護老人保健施設まえばる老健センターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供